

京丹後市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、京丹後市における太陽光発電設備の設置に関し必要な事項を定めることにより、太陽光発電事業の適切な推進と自然環境及び生活環境との調和を図り、もって秩序ある脱炭素化と良好な地域環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「太陽光発電設備」とは、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、同条第3項第1号に規定する太陽光を再生可能エネルギー源とする設備（送電に係る電柱等を除く。）及びその付属設備をいう。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1項に規定する建築物の屋根又は屋上に設置するものを除く。
- (2) 「設置事業」とは、太陽光発電設備を設置し、当該設備を用いて発電し、及び供給し、又は消費する事業（当該設備の設置に伴う木材の伐採及び切土、盛土、埋立て等の造成工事を含む。）をいう。
- (3) 「事業区域」とは、設置事業を行う一団の土地をいう。
- (4) 「事業者」とは、設置事業を行う者（契約により太陽光発電事業の実施を請け負う者を含む。）をいう。
- (5) 「近隣関係者」とは、次に掲げるものをいう。

ア 事業区域に隣接する土地（事業区域に隣接する土地が一般に公共の用に供される道路、河川及び法定外公共物に接するときは、当該道路、河川及び法定外公共物が仮にないものとした場合において、接することとなる土地が設置事業の影響を受けると認められる場合はその土地を含む。以下同じ。）の所有者並びに事業区域に隣接する土地に存する建築物の所有者及び居住者

イ 事業区域に隣接する土地を区域とする区等の住民自治組織

ウ その他、法令の規定に基づいて設置事業の影響を受けると認める者

（責務）

第3条 市及び事業者は、次に掲げる責務を有し、その責務を果たすため相互に協力しなければならない。

- (1) 市は、地域資源である再生可能エネルギーを活用する事業を地域脱炭素化のための公益的施策と位置づけ、地域の自然的及び社会的な条件に適した事業の促進を図るため、

良好な自然環境及び生活環境との共生に努めるものとする。

(2) 事業者は、再生可能エネルギーを活用する事業によって原状の環境を著しく損なうことのないよう、自らの責任と負担において第7条に規定する確認項目に従い必要な措置を講じるとともに、第1号の規定により市が実施する施策に積極的に協力しなければならない。

(適用の範囲)

第4条 この条例は、設置事業の出力の合計が10キロワット以上（実質的に同一又は共同の関係にあると認められる事業者が、同時期若しくは近接した時期又は近接した場所に分割して設置する太陽光発電設備の出力の合計が10キロワット以上となる場合を含む。）のものについて適用する。

(事前協議)

第5条 事業者は、規則で定めるところにより、あらかじめ設置事業に関する計画（以下「事業計画」という。）について市長と協議しなければならない。

2 市長は、前項の規定による協議があったときは、事業者に必要な指導又は助言を行うものとする。

(近隣関係者への事前説明等)

第6条 事業者は、前条の事前協議の間、事業計画に関し、設置事業の予定地内の公衆の見やすい場所に規則で定める所定の標識を設置し公開するとともに、近隣関係者に対し説明会を開催する等の方法により事業計画の内容を周知するものとする。

2 事業者は、事業計画の内容について近隣関係者の理解を得るよう努めるものとする。

3 事業者は、前2項の規定による説明を行った内容を記録した報告書を作成するものとする。

(事業計画の確認)

第7条 第5条の規定による事業計画の事前協議は、規則で定める確認項目に基づいて行うものとする。

2 市長は、前項による確認を行ったときは、事業者に通知するものとし、この通知をもって、事前協議の終了とする。

(届出)

第8条 前条第2項の確認を受けた事業者は、規則で定める届出書及び第6条第3項で規定する報告書を太陽光発電設備の設置工事（当該設備の設置に伴う木材の伐採並びに切土、盛土、埋立て等の造成工事を含む。）に着手する日の30日前までに、市長に届け出なければならない。

(事業計画の変更)

第9条 事業者は、前条の規定により届出をした事業計画に定める事項を変更（規則で定める軽微な変更を除く。）しようとするときは、あらかじめ当該変更後の事業計画を市長に届け出なければならない。ただし、当該変更が事業者の氏名及び住所の変更である場合においては、当該変更後の事業者がこれを行わなければならない。

（設置事業に関する情報の掲示）

第10条 事業者は、第8条の届出をしたときは、設置事業を実施する間、規則で定める所定の標識を事業区域内の公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。

（維持管理）

第11条 事業者は、設置事業を実施する間、災害の防止又は生活環境等の保全に支障が生じないように、太陽光発電設備及び事業区域内を常時安全かつ良好な状態となるよう維持管理しなければならない。

（廃止の届出）

第12条 事業者は、設置事業を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の30日前までに規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 事業者は、事業計画に定めた廃止後において行う解体、撤去その他の措置を適切に行うとともに、設置事業の廃止が完了したときは、その完了の日から起算して30日以内に規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

（勧告等）

第13条 市長は、事業者に対し、必要と認めるときは、次に掲げる措置を採ることができる。

(1) この条例に基づく手続を行うこと及び設置事業について必要と認める措置を講ずべきことを勧告すること。

(2) 前号の規定による勧告をした場合において、必要な立入調査を行うこと。

2 市長は、設置事業の適切な施行及び管理を行わせるため、事業者に対し必要な報告及び資料の提出を求めることができる。

（公表）

第14条 市長は、前条の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なく勧告に従わないときは、当該事業者の氏名及び住所並びに当該勧告の内容の公表をすることができる。

2 市長は、前項の規定による公表を行うときは、あらかじめ事業者にその理由を通知し、意見を述べる機会を与えるものとする。

（委任）

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。